

令和7年第4回定例会 建設環境委員会 所管事務調査経過報告書

特定外来生物アライグマの対応状況について

説明の概要

アライグマの概要について、アライグマは北米原産の哺乳類であり、平成17年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されている。繁殖力が高く、雑食性かつ適応力が強いため、農作物被害、建物への侵入、在来生態系への影響等が全国的に問題化しており、東京23区内でも捕獲例が確認されている。

市内の捕獲状況については、市民からの相談のうち、捕獲器の貸出しに至った件数は、令和6年度132件、令和7年度144件である。件数の把握はしていないが、屋根裏への侵入等の駆除依頼が多い月で数件あり、当該ケースは駆除業者を取りまとめる協会を案内している。河川等での目撃通報もあるが、環境課での即時捕獲対応は困難であるため、接触しないことを周知している。

捕獲記録としては、増加傾向にあり、令和6年度の捕獲頭数はアライグマ132頭、令和7年度は11月末現在で148頭に達している。市内全域で捕獲されるが、堀兼・柏原・水富など河川沿いの農地での確認が多い状況である。なお、タヌキやハクビシンも捕獲されるが、原則、放棄としている。

被害状況は環境課として個別把握していないが、JAいるま野公表資料によれば、令和5年度の野生鳥獣による農作物被害額は1,846万円、被害面積は0.5haである。

本市の対応体制については、環境課が主体となり、捕獲器の貸出し等の対応を行っている。鳥獣保護管理法により、許可なく捕獲することはできない。個人で捕獲する場合は、埼玉県実施のアライグマ捕獲従事者研修会の受講、又は狩猟免許取得の上、環境課で許可申請を行い、許可証の交付を受ける必要がある。

具体的対応は、環境課が捕獲器約30台を原則2週間で貸与し、順番到来時に職員が届ける体制である。捕獲時は設置者から連絡を受け、職員2名で回収に出動し、入間市内の動物病院で獣医師が麻酔・安楽死処置を行い、その後稻荷山環境センターで焼却処理する。

職員は保定・搬送・納体などの補助業務を担うが、SFTSウイルスへの感染リスクがあるため、県から安全管理の注意喚起が出されている。

運用上は、定期の回収・再貸出しも実施しており、令和7年11月末までの出動は84日で開序日164日の約51%に達し、定期巡回等を含めた実質負担はさらに大きく、対応時間は通常午前中だが、状況により午後まで及ぶ場合や日をまたぐ場合もある。

課題としては、捕獲頭数の増加に伴い貸出待機が2週間超となる事例が生じる一方、捕獲器を増やせば回収出動が増え、現行の人的体制では限界がある。

市内で安楽死対応可能な動物病院がなく、県内でも受け入れが減少している。近隣市町との共同対策、業務委託の具体化、持込み報奨金制度等による職員負担軽減は検討段階にとどまり、殺処分業務に従事する職員の心理的・衛生的負荷に見合う手当やメンタルケアの制度化も未整備である。

今後の方向性については、当面は現行の職員体制を維持しつつ、業務委託の導入可能性を検討する。

アライグマによる被害は年々拡大傾向にあり、早期発見・早期対応が不可欠であり、関係機関および地域住民と連携し、持続可能な防除体制の構築を進めつつ、被害軽減と生態系保全の両立を目指して、引き

続き取組を推進する。

主な質疑

○個体数の現状認識と今後の見通しは。

●捕獲は一部にとどまり、繁殖力の高さから実数は相当規模に増加していると認識している。

○捕獲拡大の必要性と体制強化の考えは。

●職員体制の増強や捕獲器増台は難しく、現体制を維持しつつ処理効率を高める方策を検討する。近隣市の業務委託事例や、市民持込みに報奨金を付す手法等も研究している。

○対応する職員の手当・メンタルケアは。また、特定の職員が対応するのか。

●特殊勤務手当は現時点で支給なし。所属内で声掛け等の配慮を行っている。また、担当は3名体制でローテーション、必要に応じ他担当が支援している。

○業務委託の検討状況は。

●川越市では1頭当たり3万円から4万円の委託単価で捕獲から処分を実施していると把握している。

○安楽死に対する動物病院が減る要因は。

●病院数自体ではなく「受入れ病院」の減少である。ペットブーム等を背景とする風評への懸念が要因とみられる。

○JAいるま野との連携は。

●被害額等は公開情報を参照している段階で、現時点で連携協定等は結んでいない。

○人や他動物への被害・感染症状況は。

●アライグマによる人的被害の通報は現時点で把握していない。県内ではSFTSウイルス感染個体の確認があり、職員の取扱い安全に留意している。

主な意見

○捕獲・殺処分は職員の心身の負荷が大きく、業務の特殊性も高い。早期に専門事業者への業務委託移行を検討し、実施することを求める。

○道路上の動物死体処理に準じた特殊勤務手当等を検討されたい。